

定款の施行に関する規則

2026年3月25日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条第2項の規定に基づき、定款の施行に関して必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 投資助言・代理業 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第28条第3項に規定する投資助言・代理業をいう。
- (2) 投資運用業 金商法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。
- (3) 投資法人資産運用業 投資運用業のうち金商法第2条第8項第12号イに掲げる行為を業として行うことをいう。
- (4) 投資一任業 投資運用業のうち金商法第2条第8項第12号ロに掲げる行為を業として行うことをいう。
- (5) 投資信託委託業 投資運用業のうち金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行うことをいう。
- (6) ファンド運用業 投資運用業のうち金商法第2条第8項第15号に掲げる行為を業として行うことをいう。
- (7) 投資助言・代理業者 以下に掲げる者をいう。
 - ア 金商法第29条の規定に基づき、投資助言・代理業の登録を受けた者
 - イ 金商法第33条の2及び第33条の8第1項の規定に基づき投資助言・代理業を行う信託銀行
 - ウ 金商法第33条の2の規定に基づき投資助言・代理業を行う登録金融機関
- (8) 投資運用業者 以下に掲げる者をいう。
 - ア 金商法第29条の規定に基づき、投資運用業の登録を受けた者
 - イ 金商法第33条の2及び第33条の8第1項の規定に基づき投資運用業を行う信託銀行
- (9) 投資法人資産運用業者 投資運用業者のうち、金商法第2条第8項第12号イに掲げる行為を業として行う者をいう。
- (10) 投資一任業者 投資運用業者のうち、金商法第2条第8項第12号ロに掲げる行為を業として行う者をいう。
- (11) 投資信託委託業者 投資運用業者のうち、金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う者をいう。
- (12) ファンド運用業者 投資運用業者のうち、金商法第2条第8項第15号に掲げる行為を業として行う者をいう。

- (13) 委託者非指図型運用業者 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。以下「投信法」という。）第 47 条に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託会社等（信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 3 条又は第 53 条の規定に基づき免許を受けた信託会社又は信託業務を営む金融機関をいう。）をいう。
- (14) 正会員 定款第 7 条第 1 項第 1 号に規定する正会員をいう。
- (15) 投資運用会員 定款第 7 条第 2 項に規定する投資運用会員をいう。
- (16) 投資助言・代理会員 定款第 7 条第 2 項に規定する投資助言・代理会員をいう。
- (17) 賛助会員 定款第 7 条第 1 項第 2 号に規定する賛助会員をいう。
- (18) 入会 定款第 8 条第 1 項に規定する理事会の承認を受け、一般社団法人資産運用業協会（以下、「本協会」という）の会員資格を取得することをいう。
- (19) 退会 会員が自らの意思で本協会の会員資格を放棄することをいう。
- (20) 正会員代表者 定款第 10 条第 1 項に規定する正会員代表者をいい、本協会に対する代表者として正会員の権利を行使し、義務を履行する者をいう。
- (21) 代理者 定款第 10 条第 1 項に規定する代理者をいい、正会員代表者の代理として、その権利を行使し、義務を履行する者をいう。
- (22) 事務連絡者 本協会との連絡事務を担当する者をいう。
- (23) 賛助会員代表者 定款第 10 条第 2 項に規定する賛助会員代表者をいう。

第 2 章 会員資格の取得

(入会申込書)

第 3 条 定款第 8 条第 1 項に規定する正会員の入会申込書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 商号、名称又は氏名（法人であるときは、法人の代表者（代表者が複数の場合は、全ての代表者）の氏名）
- (2) 法人であるときは、本店（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所）の所在地、代表電話番号、資本金の額又は出資の総額又は持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。）（以下「資本金の額」という。）、設立年月日
- (3) 個人であるときは、住所及び電話番号
- (4) 登録を行っている業の種別（投資運用業、投資助言・代理業及び金商法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業の種別をいい、投資運用業にあつては、同法第 2 条第 8 項第 12 号イ若しくはロ又は第 14 号若しくは第 15 号に掲げる行為に係る業務の別、投資助言・代理業にあつては、同項第 11 号又は第 13 号に掲げる行為に係る業務の別をいう。以下同じ。）、登録番号及び登録年月日（委託者非指図型運用業者の場合は、免許を受けた業務、免許番号及び免許年月日）
- (5) 法人であるときは、役員（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号の 2 に規定する役員をいう。第 4 条及び第 5 条において同じ。）の氏名、役職名、常務に従事している他の会社の商号、業務の種類又は他に営んでいる事業の種類、役職名
- (6) 投資運用業に関する金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）第 15 条の 4 に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。第 4 条及び第 5 条において同じ。）があるときは、その者の氏名及び役職名等
- (7) 役職員数

- (8) 直近の財務状況
 - (9) 投資運用関係業務（金商法第2条第43項に規定する投資運用関係業務をいう。以下同じ。）を委託する場合、委託先の商号、名称又は氏名及び委託する投資運用関係業務の内容
 - (10) 投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者として金融商品取引法施行令第15条の4の2で規定する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させないときにあつては、その旨（金商法第29条の2第1項第5号の2に掲げる事項）
 - (11) 他に事業を行っているときは、その事業の種類
 - (12) 定款第9条第1項各号に該当する事実等の有無及び該当がある場合の内容
 - (13) 法令等及び協会の定款その他協会の定める規則等を遵守するための態勢
- 2 定款第8条第1項に規定する賛助会員の入会申込書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 法人の商号又は名称
 - (2) 本店（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所）の所在地及び代表電話番号
 - (3) 資本金の額又は基本財産の額
 - (4) 法人設立年月日
 - (5) 会員が行う投資運用業及び投資助言・代理業等に関係のある業務の状況等
- 3 入会申込書は、定款の施行に関する規則に関する細則（以下「定款施行規則に関する細則」という。）に規定する方法及び様式により本協会に届け出るものとする。

（入会申込書の添付書類）

第4条 定款第8条第2項に規定する正会員（投資運用会員に限る。）の入会申込書の添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書の写し又は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第3条第1項に基づき指定を受けた者より取得した登記情報の写し
- (3) 登録申請書の写し
- (4) 投資運用業者にあつては、金商法第29条又は第33条の2の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し、委託者非指図型運用業者にあつては、信託業法（平成16年法律第154号）第3条若しくは第53条の規定に基づき免許を受けていることを証する免許書の写し、又はこれらに代わる書面
- (5) 次のいずれにも該当しないことを証する書面（投資運用業者に限る。）
 - ア 金商法第29条の4第1項第1号（ニからへまでを除く。）のいずれにも該当しないこと
 - イ 役員及び重要な使用人について、金商法第29条の4第1項第2号のいずれにも該当しないこと
 - ウ 金商法第29条の4第1項第4号（ニを除く。）のいずれにも該当しないこと
 - エ 金商法第29条の4第1項第5号（ハを除く。）のいずれにも該当しないこと
- (6) 業務の内容及び方法を記載した書面
- (7) 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- (8) 役員及び重要な使用人の履歴書。なお、委託者非指図型運用業者にあつては、第6条に規定する代表取締役等、委託者非指図型投資信託に係る業務を所掌する取締役及び監査役に限る。

- (9) 役員及び重要な使用人が金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が本協会会長に誓約する書面（委託者非指図型運用業者にあつては、役員に限る。）
 - (10) 特定関係者（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「金商業等府令」という。）第 9 条第 4 号に規定する特定関係者をいう。）の状況として同号イからへまでに掲げる事項を記載した書面（投資運用業者に限る。）
 - (11) 投資運用業又は投資助言・代理業等を行っている支店又は営業所（以下「支店等」という。）の名称及び所在地（非居住者にあつては、連絡先及び主要営業所）を記載した書面
 - (12) 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）
 - (13) 純財産額（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する純財産額をいう。）を算出した書面
 - (14) 主要株主（金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する主要株主をいう。）及び主要株主を含め保有する議決権の多い順に上位 10 名の株主について、当該議決権の保有割合を記載した書面（外国法人にあつては、主要株主に準ずる者について金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号へに規定する確認が行われていることを証する書面又はこれに準ずる書面）
 - (15) その他本協会が必要と認める書類
- 2 定款第 8 条第 2 項に規定する正会員（投資助言・代理会員に限る。）の入会申込書の添付書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 定款の写し
 - (2) 登記事項証明書の写し又は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律 第 3 条第 1 項に基づき指定を受けた者より取得した登記情報の写し
 - (3) 登録申請書の写し
 - (4) 金商法第 29 条又は第 33 条の 2 の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し
 - (5) 業務の内容及び方法を記載した書面
 - (6) 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
 - (7) 取締役等及び重要な使用人の履歴書
 - (8) 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）
 - (9) 主要株主（金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する主要株主をいう。）及び主要株主を含め保有する議決権の多い順に上位 10 名の株主について、当該議決権の保有割合を記載した書面（外国法人にあつては、主要株主に準ずる者について金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号へに規定する確認が行われていることを証する書面又はこれに準ずる書面）
 - (10) その他本協会が必要と認める書類
- 3 定款第 8 条第 2 項に規定する賛助会員の入会申込書の添付書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第一種金融商品取引業を行う者（投資運用業者 及び投資助言・代理業者を除く。）にあつては、金商法第 29 条の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し、登録金融機関（投資運用業者及び 投資助言・代理業者を除く。）にあつては、同法第 33 条の 4 の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し、委託者指図型投資信託の受託会社である信託会社等にあつては、信託業務に係る認可を受けていることを証する認可書の写し、又はこれらに代わる書類

(2) その他本協会が必要と認める書類

(入会の拒否)

第5条 定款第9条第1項第4号に規定する定款施行規則に定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 刑事事件（微罪を除く。）の被疑者として逮捕され、又は被告人として訴追されたことがあること。
- (2) 納税に関し、犯則事件として調査を受け、告発されたことがあること。
- (3) 銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失ったことがあること。
- (4) 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、投資運用業又は投資助言・代理業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。
- (5) 投資運用業又は投資助言・代理業に関し、顧客その他の関係者から重要な事項についての苦情が出され、その処理が終わっていないこと。
- (6) 定款第18条の規定による処分に係る弁明の手続きを行う通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に定款第17条の規定による届出をした会員（当該通知があった日前に金融商品取引業を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた会員を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しない会員であること。
- (7) 上記（1）から（6）に準ずる事由により会員として相応しくないと認めるとき。

2 定款第9条第2項に規定する定款施行規則に定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項第1号から第3号に該当する事項が認められたとき
- (2) 反社会的勢力に該当し、又は次の①から⑤までのいずれかに該当すると認められるとき
 - ア 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - イ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ウ 自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - オ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 自ら又は第三者を利用して次の①から⑤までの行為のいずれかに該当する行為をしたと認められるとき
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - オ その他本号アからエまでに準ずる行為

(正会員代表者等の資格要件)

第6条 正会員代表者は、原則として、第1号に該当する者とする。ただし、正会員の業容や組織形態等によっては、第2号及び第3号に該当する者も認められる。

- (1) 登記された当該会社を代表すべき取締役(当該会社を代表すべき執行役を含み、外国法人にあっては、当該会社が定めた日本における代表者。以下「代表取締役等」という。)
- (2) 取締役(前号に掲げる取締役を除く。なお、当該会社を代表すべき取締役から委任状を本協会に提出した場合に限る。第3項において同じ。)
- (3) 執行役員であって、当該会社を代表すべき取締役から、本協会において代表権を行使するものとして委任された者

2 代理者は次の各号に掲げる要件を満たす者とし、3名以内とする。

(1) 居住者(国内法人又は外国法人で日本国内に営業所を有するもの)の場合は、以下のいずれかに該当する者

ア 会長、社長又はこれに準ずる会社役員

イ 本協会との関係を担当する会社役員又は管理職クラスの職員

ウ 会社の業務に通暁しており、本協会に対する会員の権利を行使し又は義務を履行するに相応しいと本協会が認める者

エ 日本における営業所の最高責任者又はこれに準ずる権限を有する者(外国法人の場合に限る。)

(2) 非居住者の場合は、以下のいずれかに該当する者

ア 前号アからウまでに該当する者から2名以内

イ 日本国内に居住する者で次に該当する者から1名以内

① 会社役員又は管理職クラスの職員

② 上記①に該当する者がいない場合は、親会社の会社役員又は担当部署の管理職クラスの職員

③ 上記①及び②に該当する者がいない場合は、当該法人から本協会に関する事項について包括的に委任を受けた者(弁護士、会計士等)又は会員代表者から指名されたもので本協会が適当と認めた者

3 賛助会員代表者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 代表取締役等

(2) 取締役

(3) 執行役員であって、本協会の業務に関係のある業務を担当する者

(会員資格の取得)

第7条 会長は、理事会において入会承認があった場合には、入会申請者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

2 入会申請者が、入会金及び会費に関する規程第6条第2項に規定する入会金の納入期限までに入会金を納入しないときは、前項の入会承認は効力を失う。

3 理事会は、入会金の納入前において、入会申請者に定款第9条第1項各号のいずれかに該当する事実があると認めた場合には、第1項の理事会の承認を取り消すものとする。

4 入会承認が効力を失った場合、又は前項の理事会の承認を取り消した場合には、その旨を当該入会申請者に書面により通知する。

第3章 会員の届出等

(入会時の届出)

第8条 投資運用会員は、本協会への入会が承認された後、次の各号に掲げる事項を、定款施行規則に関する細則に規定する方法及び様式により直ちに届け出なければならない。

- (1) 正会員代表者の氏名及び役職名
- (2) 代理者の氏名及び役職名等
- (3) 事務連絡者の氏名、役職、連絡先及び連絡先主要営業所（非居住者に限る。）
- (4) 登録を行っている業の種別
- (5) 会員が行う投資運用業に必要な業務（金商法に基づく業務を除く）
- (6) 資本金の額
- (7) 本店の名称、所在地及び電話番号
- (8) 支店等の名称、所在地及び電話番号
- (9) 役員（投資運用業又は投資助言・代理業に限る。本条及び第9条において同じ）の氏名及び役職名
- (10) 重要な使用人（投資運用業又は投資助言・代理業に限る。本条及び第9条において同じ）の氏名及び役職名
- (11) 自社を直接保有している主要な株主（保有する議決権の多い順に上位10者）（以下「主要な株主」という）
- (12) 投資運用関係業務の委託に関する事項
- (13) 顧客からの金銭又は有価証券の預託等に関する事項（金商法第29条の2第1項第5号の2に掲げる事項）
- (14) 緊急連絡窓口（天変地異や市場機能が正常に働かないような事態又はこれに準ずる事態が発生した場合において、本協会との連絡事務を担当する者（以下「緊急連絡窓口」という）
- (15) 苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則第9条第1項に規定する苦情対応連絡窓口
- (16) 正会員の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則第10条第1項に規定する苦情対応連絡窓口
- (17) 正会員が保有するウェブサイトのアドレス及び一般顧客等からの問合せ用電話番号

2 投資助言・代理会員は本協会への入会が承認された後、次の各号に掲げる事項を、定款施行規則に関する細則に規定する方法及び様式により直ちに届け出なければならない。

- (1) 正会員代表者の氏名及び役職名（個人にあつては氏名）
- (2) 代理者の氏名及び役職名等
- (3) 事務連絡者の氏名、役職、連絡先及び連絡先主要営業所（非居住者に限る。）
- (4) 登録を行っている業の種別
- (5) 本店の名称、所在地及び電話番号
- (6) 役員の氏名及び役職名
- (7) 重要な使用人の氏名及び役職名
- (8) 苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則第9条第1項に規定する苦情対応連絡窓口
- (9) 正会員の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則第10条第1項に規定する苦情対応連絡窓口

(10) 正会員が保有するウェブサイトのアドレス

3 賛助会員は、本協会への入会が承認された後、次の各号に掲げる事項を、定款施行規則に関する細則に規定する方法及び様式により直ちに届け出なければならない。

- (1) 賛助会員代表者の氏名及び役職名
- (2) 事務連絡者の氏名、役職及び連絡先
- (3) 本店の名称、所在地及び電話番号
- (4) 投資運用業及び投資助言・代理業に関連する業務の状況
- (5) 賛助会員が保有するウェブサイトのアドレス及び一般顧客等からの問合せ用電話番号

(正会員の報告事項)

第9条 定款第13条に規定する正会員（投資運用会員に限る。）が行う報告は、次の各号に掲げる事項とし、定款施行規則に関する細則に規定する方法及び様式により報告しなければならない。

- (1) 商号又は名称を変更したとき
- (2) 正会員代表者を変更したとき
- (3) 代理者を変更したとき
- (4) 事務連絡者又は連絡先主要営業所を変更したとき
- (5) 登録を行っている業の種別について変更登録を受けたとき、又はこれを廃止したとき
- (6) 会員が行う投資運用業に必要な業務（金商法に基づく業務を除く。）について許認可若しくは承認を受けたとき、若しくは届出を行ったとき、又はこれを廃止したとき
- (7) 金融商品取引業（投資運用業又は投資助言・代理業に限る。）を休止し、又は再開したとき
- (8) 定款を変更したとき
- (9) 業務の内容及び方法を変更したとき
- (10) 資本金の額を変更したとき
- (11) 主要な株主について変更があったことを知ったとき
- (12) 本店の名称、所在地又は電話番号を変更したとき
- (13) 支店等の変更（名称・移転・設置・廃止等）があったとき
- (14) 役員の変更（代表者の変更及び役職の変更を含む。）があったとき
- (15) 重要な使用人の変更（役職の変更を含む。）があったとき
- (16) 事業報告書（添付書類を含む。）を作成したとき
- (17) 投資信託委託業を行っている投資運用会員が金商法 第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表監査を受け、自社の財務状況等を表す財務諸表、中間財務諸表について、公認会計士又は監査法人より監査証明を取得したとき
- (18) 前号の規定に基づき報告した内容のうち、設定・運用している投資信託の純資産額の合計額で30%以上の増減があったとき、及び本号の規定に基づき報告を行った場合で、次に前号の規定に基づく報告を行うまでの間に純資産額の合計額で30%以上の増減（直近に提出した報告書に記載した純資産額の合計額をもとに計算するものとする。）があったとき。ただし、本号の規定に基づく報告は、純資産額の合計額が150億円に満たない正会員について、純資産額の合計額が150億円で達するまでの間は除く。
- (19) 他の法人と合併したとき（正会員が当該合併により消滅する場合を除く。）

- (20) 事業の全部又は一部の譲渡若しくは譲受があったとき
- (21) 正会員又は正会員が運用している投資信託に係る信託財産を受託している信託銀行について、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合
- (22) 金商法第 56 条の 2 又は投信法第 22 条の規定に基づく主務官庁による検査が開始されたとき
- (23) 前号に規定する主務官庁による検査が終了したとき
- (24) 正会員について、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を受けたとき
- (25) 正会員について、金商法第 52 条の規定に基づく監督上の処分を受けたとき
- (26) 金商法第 56 条の 2 の規定に基づく報告又は資料の提出命令を受けたとき
- (27) 金商法第 51 条又は第 56 条の 2 の規定に基づく主務大臣の命令等により提出を命じられた業務改善報告書又は報告書若しくは資料を提出したとき
- (28) 正会員又は正会員が運用している投資信託に係る信託財産を受託している信託銀行について、投信法第 23 条の規定に基づく投資信託契約の引継ぎ命令を受けたとき
- (29) 投信法第 26 条の規定に基づく受益証券（振替投資信託受益権を含む。）の募集又は私募その他の取引の禁止若しくは停止の命令を受けたとき、又はその行為者が受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いその他の取引の禁止若しくは停止の命令を受けたことを知ったとき
- (30) 金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則（理事会決議を含む。）若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約に違反し、若しくは取引の信義則に背反する行為が行われていた事実を認識したとき、又は金商法若しくは投信法若しくはこれらの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則（理事会決議を含む。）若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約若しくは取引の信義則の遵守の状況若しくは資産運用等の業務の状況若しくは財産の状況が適切でないことを認識したとき
- (31) 第 5 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する事実が生じたとき
- (32) インターネット取引における不正アクセス・不正取引（投資運用業又は投資助言・代理業に限る）を認識したとき
- (33) 投資運用業及び投資助言・代理業で使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを認識したとき
- (34) 本協会の個人情報の保護に関する指針第 22 条に規定する個人情報等の漏えい事案等の事故が発生したとき
- (35) 投資運用関係業務を委託したとき又は投資運用関係業務の委託先等を変更したとき
- (36) 顧客からの金銭又は有価証券の預託等に関する事項（第 8 条第 1 項第 13 号に規定する届出事項）に変更があったとき
- (37) 緊急連絡窓口に変更があったとき
- (38) 苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則第 9 条第 1 項に規定する苦情対応連絡窓口を変更したとき
- (39) 正会員の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則第 10 条第 1 項に規定する苦情対応連絡窓口を変更したとき

(40) 正会員が保有するウェブサイトのアドレス及び一般顧客等からの問合せ用電話番号を変更したとき

(41) 前各号に定めるもののほか、本協会が必要と認めるとき

2 定款第 13 条に規定する正会員（投資助言・代理会員に限る。）が行う報告は、次の各号に掲げる事項とし、定款施行規則に関する細則に規定する方法及び様式により報告しなければならない。

(1) 商号又は名称を変更したとき

(2) 正会員代表者の氏名及び役職名（個人にあつては氏名）を変更したとき

(3) 代理者を変更したとき

(4) 事務連絡者又は連絡先主要営業所を変更したとき

(5) 登録を行っている業の種別について変更登録を受けたとき又はこれを廃止したとき

(6) 金融商品取引業（投資助言・代理業に限る。）を休止し、又は再開したとき

(7) 定款を変更したとき

(8) 業務の内容及び方法を変更したとき

(9) 住所又は電話番号を変更したとき（法人にあつては本店の住所及び電話番号）

(10) 役員の変更（役職の変更を含む。）があつたとき

(11) 重要な使用人の変更（役職の変更を含む。）があつたとき

(12) 事業報告書を作成したとき

(13) 他の法人と合併したとき（正会員が当該合併により消滅する場合を除く。）

(14) 事業の全部又は一部の譲渡若しくは譲受があつたとき

(15) 金商法第 56 条の 2 の規定に基づく主務官庁による検査が開始されたとき

(16) 前号に規定する主務官庁による検査が終了したとき

(17) 金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を受けたとき

(18) 金商法第 52 条の規定に基づく監督上の処分を受けたとき

(19) 金商法第 56 条の 2 の規定に基づく報告又は資料の提出命令を受けたとき

(20) 金商法第 51 条又は第 56 条の 2 の規定に基づく主務大臣の命令等により提出を命じられた業務改善報告書又は報告書若しくは資料を提出したとき

(21) 金商法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則（理事会決議を含む。）若しくは取引の信義則に背反する行為が行われていた事実を認識したとき

(22) 第 5 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する事実が生じたとき

(23) 投資助言・代理業で使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを認識したとき

(24) 本協会の規定する個人情報の保護に関する指針第 22 条に規定する個人情報等の漏えい事案等の事故が発生したとき

(25) 苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則第 9 条第 1 項に規定する苦情対応連絡窓口を変更したとき

(26) 正会員の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則第 10 条第 1 項に規定する苦情対応連絡窓口を変更したとき

(27) 正会員が保有するウェブサイトのアドレスを変更したとき

(28) 前各号に定めるもののほか、本協会が必要と認めるとき

3 前各項の報告の際に必要とする添付書類については、定款施行規則に関する細則で規定する様式に記載されている書類とする。

(正会員の状況等の公表)

第10条 正会員は前条第1項第17号又は第18号の規定により、本協会に対して報告を行った場合には、当該書面について、速やかに自らの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により当該書面を公開した日より5年間継続して公表しなければならないものとする。

(正会員に関する重要な事項の公表)

第11条 正会員は本協会に対して第9条第1項第21号、第24号、第25号、第28号又は第29号及び同条第2項第17号又は第18号の規定による報告を行った場合には、速やかに当該報告の内容を記載した書面を、自らの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により当該書面を公開した日より5年間継続して公表しなければならないものとする。なお、上記の方法によりがたいときは、当該報告の内容を記載した書面を、全ての営業所に5年間備え置き、閲覧に供しなければならないものとする。

2 本協会は正会員より第9条第1項第21号、第24号、第25号、第28号又は第29号及び同条第2項第17号又は第18号の規定による報告を受領した場合には、当該受領した書面を自らの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により報告を受領した日から5年間継続して公表しなければならないものとする。

(賛助会員の届出事項)

第12条 定款第14条に規定する賛助会員の届出事項は、次の各号に掲げる事項とし、定款施行規則に関する細則に規定する方法及び様式により報告しなければならない。

- (1) 商号又は名称を変更したとき
- (2) 賛助会員代表者を変更したとき
- (3) 事務連絡者を変更したとき
- (4) 投資運用業及び投資助言・代理業に係る業務を廃止したとき
- (5) 本店の名称、所在地又は電話番号を変更したとき
- (6) 賛助会員が保有するウェブサイトのアドレス及び一般顧客等からの問合せ用電話番号を変更したとき

第4章 会員資格の喪失

第1節 退会による会員資格の喪失

(退会届)

第13条 定款第17条に規定する退会届は、定款施行規則に関する細則に規定する方法及び様式により届け出なければならない。

2 本協会は、会員から退会届が提出されたときは、遅滞なくこれを受理するものとする。

(退会届が提出されない場合の措置)

第 14 条 退会の意思を表明した会員から退会届が提出されない場合は、会長は、事務局職員に命じて、退会の意思が当該会員の真意であることを確認させ、その結果を退会申出記録書に記録させるものとする。

2 会長は、前項の退会申出記録書の記録内容により、当該会員の退会の意思を確認するものとする。

(退会による会員資格の喪失日等)

第 15 条 会員は、定款第 17 条の規定に基づき退会することとなった場合には、次の各号に定める日にその資格を失う。

(1) 第 13 条に規定する退会届が提出されたとき 退会届に記載された退会日

(2) 前条第 2 項の規定により会長による退会の意思が確認できたとき 会長が退会の意思があることを確認した日

2 前項の規定に基づき会員がその資格を失ったときは、当該会員に対し、退会の年月日を通知するものとする。

第 2 節 その他の事由による会員資格の喪失

(その他の事由による会員資格の喪失日等)

第 16 条 会員は、次の各号に掲げる事由により退会することとなった場合には、当該各号に定める日にその資格を失う。

(1) 定款第 18 条第 1 項の規定により除名されたとき 総会の決議の日

(2) 金商法第 55 条第 1 項によりその登録を抹消されたとき 登録抹消の日

(3) 委託者非指図型運用業者が受託会社等の免許を取り消されたとき 免許取消の日

(4) 定款第 12 条に規定する会費又は特別会費を、納入期限から 2 年間滞納したとき 当該会費又は特別会費の納入期限から 2 年後の応当日

(5) 会員が死亡し又は解散したとき 死亡した日、又は清算終了の登記が行われた日

2 前項の規定に基づき会員がその資格を失ったときは、当該会員に対し資格を失った旨及びその年月日を通知するものとする。なお、その資格喪失が会員の死亡等によるときは、下記の者に通知するものとする。

(1) 会員が死亡したとき 相続人

(2) 会員が破産手続により解散をしたとき 破産管財人

(3) 会員が破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

第 3 節 会員資格の喪失の理事会報告等

(理事会への報告)

第 17 条 会員が第 15 条又は第 16 条の規定により会員資格を喪失した場合には、理事会にその事実を報告するものとする。

(公表)

第18条 会員が第15条又は第16条の規定により会員資格を喪失した場合には、その事実を公表するものとする。

第5章 会員名簿

(会員名簿の記載事項)

第19条 定款第22条第2項に規定する正会員名簿及び賛助会員名簿の記載事項は、会員の名称、所在地、電話番号並びに正会員代表者又は賛助会員代表者の役職名及び氏名とする。

第6章 細則

(細則)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項を細則で定める。

(所管委員会への委任)

第21条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、総務委員会に委任することができるものとする。

2 総務委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

第1条 この規則は、本協会、一般社団法人投資信託協会（第2条において「甲」という。）及び一般社団法人日本投資顧問業協会（第2条において「乙」という。）との合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日（2026年4月1日）に施行する。

第2条 甲の定款の施行に関する規則及び賛助会員に関する規則並びに乙の会員の資格及び届出に関する規則及び自主規制基準及び法令違反行為等に係る会員の資料提出及び届出等に関する規則は、廃止する。